

茨城工業高等専門学校外国人留学生奨学金制度に関する要項

〔平成29年11月14日〕
制 定

(趣旨)

第1条 この要項は、茨城工業高等専門学校（以下「本校」という。）の外国人留学生が安心して勉学に専念できる環境を確保するとともに、本校の国際化の一層の推進を図ることを目的とした外国人留学生奨学金（以下「奨学金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(奨学金の性格)

第2条 本奨学金は、原則、返還を要しないものとする。

(支給対象者)

第3条 支給対象者は、次のとおりとする。

- (1) 本校に在学する私費外国人留学生で、学業、人物ともに優れ、原則として他の奨学金の支給を受けていないもの。

(奨学金の支給額)

第4条 奨学金の支給額は、原則、月額5万円とする。ただし、校長が特に認めた場合は、支給額を増額できるものとする。

(奨学金の申請)

第5条 奨学金を希望する者は、別に定める申請書を校長に提出するものとする。

(奨学生の選考等)

第6条 奨学金の支給を受ける者（以下「奨学生」という。）の選考にあたっては、運営会議の議を経るものとする。

- 2 奨学生の決定は、前項の選考に基づき、校長が行う。
- 3 前項の奨学生の決定に当たっては、予算の範囲内で行うものとする。

(奨学金の支給方法等)

第7条 奨学金は、奨学生が指定する金融機関の本人名義の口座に振り込むものとする。支給に当たっては、所定の在籍簿により奨学生の在籍を毎月確認し、当該月の奨学金を支給するものとする。この場合において、奨学生の在籍の確認ができないときは、奨学金を支給しない。

(奨学金の支給停止等)

第8条 校長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の支給を停止するものとする。

- (1) 休学したとき。
- (2) 長期にわたり欠席したとき。
- (3) その他校長が認めたとき。

- 2 校長は、前項の規定により奨学金の支給を停止された者について、その理由が消滅し、本人が願い出たときは、奨学金の支給を再開するものとする。

(奨学生の決定の取消し等)

第9条 校長は、奨学生が虚偽の申請その他の不正な手段により奨学金の支給を受けた事実が判明したときは、奨学生の決定を取り消すものとする。

- 2 校長は、前項の事由が生じたときは、既に支給した奨学金の全部又は一部を返納させるものとする。
- 3 校長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の支給を打ち切るものとする。

る。

(1) 退学その他の事由により支給対象者の資格を失ったとき。

(2) 学業不振、素行不良等が極めて顕著で、奨学金を受けるにふさわしくないと認められたとき。

(事務)

第10条 本要項に関する事務は、学生課が行う。

(雑則)

第11条 この要項に定めるもののほか、奨学金の実施に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この要項は、平成29年11月14日から施行する。